





				課 所 名		管 財 課		
起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 番 号			保存種別	廃 棄	
平成17年 11月21日	平成17年 11月22日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助 記	
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者					第 種	平成 年 月 日
				副主幹兼管理係長	補佐兼財産係長		管財課長	
	 Tel.2318							
発信番号 (第 号)								
施 行 平成 年 月 日								
あて先		合 議 者						
		課 員		財産係主査				
発信者名								
文 書 取扱主任	公 印	意見						

件 名 市と指定管理者が締結する協定書（案）について（伺）

(H17. 11. 22 共有掲示板に搭載) (別紙 枚)

平成18年4月から指定管理者制度へ移行する公の施設については、今までの管理委託契約は取れず、管理していただく業務の内容等について、協定を締結しなければなりません。

つきましては、各施設所管課が指定管理者と締結する協定書（案）を作成しましたので、別紙のとおり、各施設所管課長並びに、施設担当者へ電子メールにて送付したいがよろしいかお伺いします。

記

1. 送付する書類：① 指定管理者と結ぶ協定書について（施設所管課長、担当者あて文書

② 指定管理者基本協定書（案）

③ 個人情報取扱特記事項

④ 指定管理者年度協定書（案）

} Outlook揭示文書

2. 送付を行う施設担当課（別紙のとおり）

企画課、高齢者対策課、児童家庭課、健康管理課、農林課、農村整備課、

商業観光課、社会教育課、文化課

H17. 11. 22. PM2:07 各課庶務端末へ送信済。

平成17年11月22日

施設所管課所長 様
公の施設担当者 様

管財課長

指定管理者と結ぶ協定書について

指定管理者制度につきましては、滞りなく事務を進めていただき、誠にありがとうございます。

さて、18年度より指定管理者へ施設の管理を委ねる場合、今までの「管理委託契約」はとる事ができず、それに代わるものとして、市と指定管理者の間で、「協定書」を締結しなければなりません。

つきましては、所管施設にあった内容の協定書等を作成していただき、指定管理者制度移行までに締結をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 作成していただく書類：①基本協定書
②個人情報取扱特記事項
③年度協定書

※ 参考書式は、11月22日付け、『指定管理者と結ぶ協定書等の(案)』として、Outlook-統合OAテスト-共有掲示板-通知・調査文書に掲載しています。

※ なお、示しています協定書等は、あくまでも参考例ですので、各施設の特徴にあった、独自の協定書を作成してください。

担当者 管財課財産係：吉田 内線2318

(平成17年11月16日現在)

指定管理者制度移行施設							
所管課名	施設数	移行数	施設名	指定管理者名	指定期間		
					始期	終期	年数
企画課	2	1	川中コミュニティセンター	延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会	平成16年4月1日	平成19年3月31日	3
		1	延岡市島野浦島開発総合センター	島浦町区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
高齢者対策課	7	1	延岡市北老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	延岡市南老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人 三ツ葉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
		1	延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	延岡市養護老人ホーム若葉荘	社会福祉法人 みのり会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
児童家庭課	5	1	緑ヶ丘児童館	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	延岡市母子生活支援施設ファミリーハイツ	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	旭児童館				
		1	延岡ライトハウス盲人ホーム	財団法人 延岡愛盲協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	延岡市点字図書館	財団法人 延岡愛盲協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
健康管理課	3	1	延岡市夜間急病センター	社団法人延岡市医師会	平成16年7月1日	平成26年3月31日	10
		1	延岡市立島浦診療所	島浦町区	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10
		1	ヘルストピア延岡	株式会社 ヘルストピア延岡	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10
農林課	4	1	延岡市農産加工研修センター	延岡市農村婦人研修センター運営協議会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	家畜排泄物処理センター	有限会社 延岡地区有機肥料センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
			南浦地区基幹集落センター	平成18年4月より、普通財産にし、地元は無償貸付			
農村整備課	12		中三輪農村公園				
			松山農村公園				
			岡元農村公園				
			黒仁田農村公園				
			高野農村公園				
			佐野農村公園				
			鹿狩瀬農村公園				
		1	東海コミュニティセンター	延岡市市東海コミュニティセンター管理運営協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
			小峰農業集落多目的集会所				
			細見農業集落多目的集会所				
	行藤農業集落多目的集会所						
	延岡市営農飲雑用水供給施設	黒仁田生産組合	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5		
商業観光課	2	1	須美江家族旅行村	須美江家族旅行村管理協会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
		1	延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
社会教育課	1	1	一ヶ岡コミュニティセンター 1	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター運営委員会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
文化課	2	1	延岡総合文化センター	財団法人 延岡総合文化センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
		1	野口記念館	財団法人 延岡総合文化センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
合計	38	27	※左記施設数には、指定済み施設も計上しています。				

< 基 本 協 定 書 >

延岡市（施設名）~~指定管理者~~基本協定書（例）

延岡市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、（施設名）の管理運営について以下のとおり合意したので、協定書（以下「基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 基本協定は、甲と乙とが相互に協力し、事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定める事を目的とする。

（管理の基準）

第2条 乙は基本協定、当該事業年度における事項について別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、延岡市（施設設置条例名）（平成 年条例第 号。以下「条例」という。）並びに関係法令等のほか、延岡市〇〇〇指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）、延岡市〇〇〇指定管理者仕様書（以下「仕様書」という）及び甲の指示に従い、事業を実施しなければならない。

（協定期間）

第3条 基本協定による協定期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第4条 乙が行う施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) (設置管理条例の規定)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 前各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（個人情報の保護等）

第5条 乙は、事業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 前項の個人情報の保護については、協定終了後も遵守するものとする。

（事業報告書の作成及び提出）

第6条 乙は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し甲

に提出しなければならない。

<例>

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 利用者の利用状況
 - (3) 利用料金の収入実績
 - (4) 前号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項
- 2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
- 3 乙は、事業の実施に当たり、事故が生じたときは、乙の責に帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(業務実施状況の調査)

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙による事業実施状況を確認することを目的として、乙の管理する施設に、随時に立ち入り、実施状況の調査をおこない、又は乙に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。
- 2 乙は、前項の業務実施状況の調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。
- 3 甲は、第1項による調査の結果、乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。
- 4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(財産の管理)

- 第8条 乙は、事業に係る財産を善良な管理者の注意を持って管理し、事業の運営に使用するものとする。
- 2 乙は、甲の支払う対価（以下「指定管理料」という。）によって乙が取得した備品については速やかに備品台帳に登載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 3 乙は、事業に係る財産を事業運営の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 4 乙は、事業に係る財産の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 5 乙は、天災地変その他の事故により事業に係る財産を滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 甲は、乙が次の各号の1に該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部又は一部を停止させ、支払った経費の全部又は一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
 - (2) 業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
 - (3) 前2号の他、乙が施設の指定管理者として業務を継続することが適当でないと思われるとき。
- 2 乙が、この協定を協定期間内に解除しようとするときは、その3ヶ月前までに甲の承認を得なければならない。
- 3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

(損害賠償)

第10条 甲は、前条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止をした場合に生じた乙の損害については、その賠償の責を負わない。

(危険負担)

- 第11条 この協定履行の際、甲の責に帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲乙協議の上決定する。
- 2 この協定履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。
 - 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(原状回復の義務)

第12条 乙は、第3条に定める協定期間が満了したとき、又は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請けの禁止)

第13条 乙は、基本協定に定める施設の管理に係る業務を一括して第三者に委任し、

又は請け負わせてはならない。

(権利譲渡の禁止)

第 14 条 乙は、基本協定及び年度協定を締結してことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又は担保に供してはならない。

(指定管理料の変更)

第 15 条 協定期間内に租税、物価、賃金等の変更により、年度協定第 4 条に定める事業に係る指定管理料の変更が必要となったと認められるとき、甲又は乙は指定管理料の変更を求めることができる。

(指定管理業務の引継ぎ)

第 16 条 乙は、第 3 条に定める協定期間が満了したとき、又は地方自治法第 244 条の 2 第 1 項規定により指定を取り消されてときは、(施設名) の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。

なお、引継ぎ方法・日時等については、別途協議する。

(信義則)

第 17 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に基本協定を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 18 条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意を持って協議を行い、これを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第 19 条 この基本協定の発効により、当該事業年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

甲と乙とは、この基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

延岡市東本小路2番地1

延岡市

延岡市長 櫻井 哲雄

Ⓜ

乙

Ⓜ

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が書面による承諾をした場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

< 年 度 協 定 書 >

延岡市（施設名）指定管理者 年度協定書（例）

延岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、延岡市（施設名）の管理運営について締結した延岡市（施設名）指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、当該事業年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、延岡市（施設名）の管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）の各年度の業務内容及び管理運営業務の実施に伴い支払われる対価（以下「指定管理料」という。）を定める事を目的とする。

（平成〇〇年度の管理運営業務）

第2条 乙は、甲と乙との間で平成 年 月 日に締結した延岡市（施設名）指定管理者基本協定書に基づき延岡市（施設名）の管理運営を行うものとする。

（年度協定の期間）

第3条 この年度協定の期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

（指定管理料の支払）

第4条 甲は、乙に管理運営業務に係る指定管理料として、金 円を支払うものとする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

2 前項の指定管理料は、平成18年〇月、〇月の〇回に分けて、乙の請求に基づき支払うものとする。

3 乙は、甲に対し、請求書を〇月及び〇月のそれぞれ〇日までに提出し、甲は、乙に対し、請求書を受理した日の属する月の末日までに指定管理料を支払うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 延岡市東本小路2番地1
延岡市
延岡市長 櫻井 哲雄 印

乙

印

課 員 査 主 査 管理係長 課長補佐 課 長

※ 別紙関係課へ
メールとします。

事務連絡
平成16年 9月24日

関係各課所長 様

管財課長

「指定管理者制度」移行への説明会開催について（お知らせ）

日頃から庁舎管理等にご協力いただきありがとうございます。

さて、昨年より公の施設を所管しております所管課へは、「指定管理者制度」への移行に向けての準備を進めていただき誠にありがとうございます。

8月1日付、管財課起案『指定管理者制度移行への事務手続について』（各関係課合議）にて決裁文書をお回しいたしましたが、最終年度における事務手続の再確認を含めた説明会を下記の日程で開催します。

つきましては、担当係長並びに施設担当職員の出席についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、当日は、各所管課にて起案をしていただきました、所管する公の施設に係る「指定管理者制度」移行への決裁をご持参ください。

記

日 時：平成17年 8月12日（金） 午前 9時00分より10時00分まで









場 所：第5会議室

※ 該当施設（担当課）は、別紙のとおり。

担当者 管財課財産係：吉田 内線2318

(平成17年8月1日現在)

現在管理委託契約をしている施設				
所管課名	施設数	移行施設名	管理委託先	
企画課	1	工務	島野浦島開発総合センター	センター利用団体 代表 島浦区長
高齢者対策課	7	池田	北老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会
		南老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	
		酒井	延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会
		延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人 三ツ葉会	
		延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	
		延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	
		延岡市養護老人ホーム	社会福祉法人 みのり会	
農林課	4	河野	農村婦人研修センター	延岡市農村婦人研修センター運営協議会
		安田	家畜排泄物処理センター	有限会社 延岡地区有機肥料センター
		飯干	舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会
			南浦地区基幹集落センター	南浦区長会
		農村整備課	11	西村
松山農村公園	松山区			
岡元農村公園	岡元区			
黒仁田農村公園	黒仁田区			
高野農村公園	高野区			
佐野農村公園	佐野区			
鹿狩瀬農村公園	鹿狩瀬区			
小峰農業集落多目的集会所	小峰生産組合			
細見農業集落多目的集会所	細見生産組合			
行滕農業集落多目的集会所	行滕生産組合			
黒仁田地区営農飲雑用水供給施設	黒仁田地区生産組合			
商業観光課	1	香藤	共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体
社会教育課	1	前山	一ヶ岡コミュニティセンター	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター運営委員会
文化課	2		延岡総合文化センター	財団法人 延岡総合文化センター
			野口記念館	財団法人 延岡総合文化センター
合計	27			

起 案	決 裁	完 結	文 書 分 類 番 号				保存種別	廃 棄
平成18年 3月28日	平成 年 18. 3. 29 月 日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助 記	第 種 平成 年 月 日
担 当 者	起 案 責 任 者	検 討 者						決 裁 者
	管財課長  Tel.2701						助 役	市 長
発信番号 (第 号)							消エタイプの 採用と持 こ下さい	
施 行 平成 年 月 日	合 議 者							
あて先	財産係主査	副主幹兼管理係長	課長補佐兼財産係長					財政課長
発信者名								
文 書 取扱主任	公 印	意 見	課 員					
								 

件 名 指定管理者制度導入施設に設置されている自動販売機の取扱について (伺)

(別紙 枚)

標記の件につきましては、指定管理者が行う業務として、「物品の販売に関する業務」が、各施設の設置条例に定められているか否かによってその取扱が異なっております。

つきましては、指定管理者制度を導入する施設に設置される自動販売機の設置並びに、取扱いにつきまして、下記のように統一した方針を定めたいが、よろしいかお伺いします。

1. 設置申請者：指定管理者

施設の設置条例において、「物品の販売に関する業務」をうたっていない場合は、行政財産の目的外使用となりますので、指定管理者が市長あて申請をし、市長が許可をだすこととなります。

2. 目的外使用料：免除（延岡市財産条例第10条第4号）

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者の能力を活用し、住民サービスの向上をはかり、合わせて経費の縮減等を目的として導入された制度であり、地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受できること並びに、指定管理者へ主体性を持たせる意味合いから、設置使用料については、減免とします。

3. 売上収入：指定管理者の収入とします。

4. 維持経費（光熱費）：指定管理者負担

5. 協定書への掲載

上記のとおり、収入については指定管理者の収入となりますので、市と公の施設の管理運営を行う指定管理者との間で結ぶ協定書の中に、項目を設け明記することとなります。

6. 収支報告：市と指定管理者は、基本協定に基づき毎年度終了後、収支報告を提出することになっております。

《資料：別紙》

延岡市・旧北浦町・旧北方町における指定管理者制度導入施設名

(平成17年12月5日現在)

指定管理者制度移行施設						
所管課名	移行数	施設名	指定管理者名	指定期間		
				始期	終期	年数
企画課	1	延岡市川中コミュニティセンター	延岡市川中コミュニティセンター管理運営委員会	平成16年4月1日	平成19年3月31日	3
	1	延岡市島野浦島開発総合センター	島浦町区	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
高齢者対策課	1	延岡市北老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市南老人福祉センター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市岡富デイサービスセンター	財団法人 延岡市高齢者福祉協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市東海デイサービスセンター	社会福祉法人 三ツ葉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市恒富地区高齢者コミュニティセンター	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
	1	延岡市島浦デイサービスセンター	社会福祉法人 千寿会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市養護老人ホーム若葉荘	社会福祉法人 みのり会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
児童家庭課	1	緑ヶ丘児童館	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市母子生活支援施設ファミリーハイツ	社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	旭児童館	学校法人 純心学園	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡ライトハウス盲人ホーム	財団法人 延岡愛盲協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市点字図書館	財団法人 延岡愛盲協会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
健康管理課	1	延岡市夜間急病センター	社団法人延岡市医師会	平成16年7月1日	平成26年3月31日	10
	1	延岡市立島浦診療所	島浦町区	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10
	1	余熱利用健康施設ヘルストピア延岡	株式会社 ヘルストピア延岡	平成18年4月1日	平成28年3月31日	10
農林課	1	延岡市農産加工研修センター	延岡市農村婦人研修センター運営協議会	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市家畜排泄物処理センター	有限会社 延岡地区有機肥料センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市舞野地区多目的研修センター	舞野地区多目的研修センター運営協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
農村整備課	1	延岡市東海コミュニティセンター	延岡市東海コミュニティセンター管理運営協議会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
	1	延岡市営農飲雑用水供給施設	黒仁田生産組合	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
商業観光課	1	延岡市須美江家族旅行村	須美江家族旅行村管理協会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
	1	延岡市共同作業場	延岡市共同作業場使用者団体	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
社会教育課	1	延岡市一ヶ岡コミュニティセンター	一ヶ岡コミュニティセンター管理運営委員会	平成18年4月1日	平成21年3月31日	3
文化課	1	延岡総合文化センター	財団法人 延岡総合文化センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
	1	延岡市公会堂『野口記念館』	財団法人 延岡総合文化センター	平成18年4月1日	平成23年3月31日	5
合計	27	※左記施設数には、指定済み施設も計上しています。				

成18年2月20日現在

指定管理者制度移行手続施設(旧北浦町)

所管課名	移行施設数	移行施設名	指定管理者名	公募の状況	指定期間		
					始期	終期	指定期間
北浦町総合支所市民生活課	1	北浦町デイサービスセンター	社会福祉法人千寿会	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村ケビン	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村デイキャンプ場	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村常設テント	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村テニスコート	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村コミュニティホール	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村体験学習塩田	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村ミニシアター	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村マリnhaus	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村海水健康プール	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	浜木綿村海鮮館	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
北浦町総合支所企画観光課	1	末越レジャーパーク	北浦総合産業株式会社	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
合計	12						

成18年2月20日現在

指定管理者制度移行手続施設(旧北方町)

所管課名	移行施設数	移行施設名	指定管理者名	公募の状況	指定期間		
					始期	終期	指定期間
総務課	1	三極生活改善センター	板下区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
総務課	1	槇峰生活改善センター	槇峰区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
総務課	1	延岡市北方中部地区集落センター	川水流区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
福祉保健課	1	延岡市北方母子健康センター	二股区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
福祉保健課	1	延岡市北方デイサービスセンター	社会福祉法人 北方町社会福祉協議会	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
福祉保健課	1	延岡市曾木デイサービスセンター	社会福祉法人 北方町社会福祉協議会	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
福祉保健課	1	延岡市北方健康福祉センター	社会福祉法人 北方町社会福祉協議会	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
企画開発課	1	延岡市森林総合利用促進施設鹿川キャンプ場	上鹿川観光組合	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
企画開発課	1	延岡市ETOランド速日の峰	財団法人 速日の峰振興事業団	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
農政課	1	延岡市高齢者活動促進施設	板下老人クラブ	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
農政課	1	延岡市農産物直売・食材供給施設	財団法人 速日の峰振興事業団	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
農政課	1	延岡市農林産物集出荷貯蔵施設	延岡農業協同組合	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
林政課	1	延岡市下鹿川林業者健康増進用建物	下鹿川区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
社会教育課	1	延岡市北方南部地区体育館	曾木区	公募を行わず現委託先	H18.4.1	H23.3.31	5
合計	14						

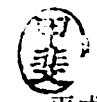
下記の通り
施設担当課へ
メールします



課 主 管
員 査 係 長



課 長
課長補佐



平成18年3月30日

各指定管理者制度導入施設所管課長 様

管 財 課 長

指定管理者制度導入施設に設置されている自動販売機の取り扱いについて (お願い)

日頃より、庁舎管理につきましては、ご協力いただき誠に有難うございます。

また、公の施設の指定管理者制度への移行につきましても、滞りなく事務を進めていただきましたことに関し、お礼申し上げます。

さて、施設担当課におきましては、各指定管理者と協定書を結ぶべく事務を進めていただいておりますが、その中におきまして、各施設に設置されております自動販売機の取り扱いについて統一した方針を決定して欲しいとの要望がありました。

上記について、管財課内部で検討を行い、統一した方針について市長決裁を受けましたので、今後につきましては下記のとおり執り行なってください。

なお、締結している協定書に自動販売機（物品販売等）の収入についてうたっていない協定書につきましては、指定管理者への説明後、差替えを行っていただきますようお願いいたします。

施設

	設置条例に物品販売をうたっている施設	施設設置条例に物品販売のうたっていない施設
設置申請者	目的設置であり申請の要なし	指定管理者
目的外使用料	目的使用であり要しない	減 免
売上収入	指定管理者の収入	指定管理者の収入
維持経費（光熱費）	指定管理者負担	指定管理者負担
収支報告	毎年度終了後行う	毎年度終了後行う

【文書取扱】

管財課財産係

担当：吉田

内2318

※下記の通り、指定管理者制度
導入施設担当課へX-1113す。

3/24(金) 11:57
X-1113 済。

北倉・北南へもX-1113済。
(伊波梅田) (守岡)



課 主 管 課 課
員 査 理 長 長 補 佐
長

平成18年3月23日

各指定管理者制度導入施設担当課長 様

管 財 課 長

年度協定書への収入印紙の貼付並びに事務決裁について

日頃より、庁舎管理につきましては、ご協力いただき誠に有難うございます。

また、公の施設の指定管理者制度への移行につきましても、滞りなく事務を進めていただきました事に関し、お礼を申し上げます。

さて、施設担当課におきましては、18年度協定を結ぶべく最後の事務手続の準備をされておられることと思いますが、年度協定書への収入印紙の貼付について、延岡税務署に確認した事項をご報告させていただきます。

- ・ 『契約書』とは、契約証書、協定書、約定書その他名称のいかんを問わず、契約を証すべき文書をいい、…。(印紙税法別表第一第5号)
- ・ 管理委託制度(権管理委託契約)が指定管理者制度(協定)へ移行になっても、業務の内容が同じであり、以前の契約書に印紙を貼付しているのであれば、協定書への貼付が必要となる。
- ・ 最終的な判断は、ひとつひとつの協定書の内容を確認しなければ、判断が出来ない。

以上の回答でありました。

明確な報告(回答)ではありませんが、疑義事項がありましたら各施設所管課にて、直接税務署にお問い合わせくださいとの事でありました。

問い合わせ先：延岡税務署 法人第一部門 担当：木村氏(32-3301)

【事務決裁について】

※ 年度協定は、管理運営業務の実施に伴い支払われる対価を定めることを目的としておりますので、指定管理料の額により決裁区分が変わってきます。

(延岡市事務決裁規程：付表1の委託料)

【文書取扱】

総務部管財課財産係：吉田

内線2318